Ⅲ－２

依頼原稿・査読依頼の謝礼に関する申し合わせ

１　本申し合わせは、国内誌編集委員会内規第２条（５）に基づき、依頼原稿及び査読依頼の謝礼について定めるものである。

２　依頼原稿に関する謝礼は次のとおりとする。
（１）会員への依頼原稿に対しては、謝礼は原則として支払わない。
（２）非会員への依頼原稿に対しては、その額は 20,000 円を越えない範囲で謝礼を支払うものとする。

３　査読に関する謝礼は次のとおりとする。
（１）会員への査読依頼に対しては、謝礼は原則として支払わない。
（２）非会員への査読依頼に対しては、3,000 円を支払うものとする。

附　則
本申し合わせは、平成５年９月２５日より施行する。
令和６年１月２７日より施行する。